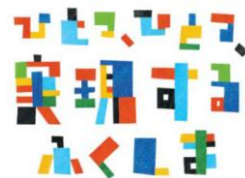


令和8年5月の降ひょう災害
被災農業者等のみなさまへ



農家経営安定資金

令和8年5月降ひょう災害資金

令和8年5月の降ひょうにより農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

貸付対象者

令和8年5月の降ひょうにより農業経営に被害を受けた農業者等

資金使途

農業施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金
(収入保険の保険料等及び果樹共済の共済掛金等を含む。)

貸付限度額

300万円以内

償還期限

5年以内(うち据置1年以内)

貸付利率

2.8%以内(JA取扱いの場合は
JAグループ福島の利子助成により
無利子)

申込期限

令和9年3月5日(金)まで

担保・保証

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能

保証条件

- (1) 保証料率 年0.27%
- (2) 保証割合 100%
- (3) 担保・保証人

次の場合は無担保・無保証人とすることができます。

○個人

- ・認定農業者の方
既保証額と合わせて3,600万円以内
- ・認定農業者かつ農産物販売金額2,000万円以上の方
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の方
既保証額と合わせて1,500万円以内
※農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円以内

○任意団体

任意団体と構成員全員の連帯債務により1人当たり1,200万円以内

○法人

- ・認定農業者の法人
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の法人
既保証額と合わせて6,000万円以内

《取扱融資機関》

県内各総合農業協同組合、東邦・福島・大東の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫